

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 地縁による団体の認可【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】

2

◇ 公 告

- 道路の廃止【建築都市局指導部建築審査課】

3

北九州市告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可した。

令和6年1月25日

北九州市長 武内和久

1 認可地縁団体の名称

若松第15区自治会

2 規約に定める目的

地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資すること。

3 区域

北九州市若松区大谷町、新大谷町、西畑町、畑谷町及び東畑町の全部並びに小糸町、修多羅、深町一丁目、深町二丁目及び山ノ堂町の各一部

4 主たる事務所

北九州市若松区大谷町5番地3

5 代表者の氏名

篠原幸枝

6 代表者の住所

北九州市若松区新大谷町7番2号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

代表者の職務執行の停止の有無 無し

職務代行者の選任の有無 無し

8 代理人の有無 無し

9 規約に定める解散事由

法第260条の20の規定による。

10 認可年月日

令和6年1月17日

北九州市公告第 53 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 2 項の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和 46 年北九州市規則第 71 号）第 16 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 1 月 25 日

北九州市長 武内和久

1 廃止年月日及び廃止番号

令和 6 年 1 月 25 日 第 5 号

2 廃止した道路

道路の位置	道路の幅員 (m)	道路の延長 (m)
北九州市戸畑区丸町二丁目 90 番、 93 番、94 番 1、113 番及び 1 14 番	4.00	35.21